

吉川市ひとり親家庭 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金について

ひとり親家庭のお母さん、お父さんの学び直しを支援し、よりよい条件での就職や転職につなげるため、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という）の合格を目指すための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

また、ひとり親家庭の児童（20才未満）も対象となります。

対象者

次のすべての要件を満たすひとり親家庭の親および児童

- ①吉川市在住の方
- ②児童扶養手当の支給を受けている方 または、同様の所得水準未満の世帯の方
- ③高卒認定試験に合格することが適職につくために必要と認められた方
- ④過去にこの給付金の支給を受けたことがない方
- ⑤高校を卒業していない方および大学入試資格検定・高卒認定試験に合格していない方

対象となる講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制度講座を含む）のうち、事前に市の指定を受けたもの。

ただし、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、対象となりません。必ず、受講申し込み前に子育て支援課までご相談ください。

支給額

- 受講修了時給付金
対象講座の受講修了後、受講費用の40%に相当する額を支給します。
（10万円を限度とし、4千円を超えない場合は対象外）
- 合格時給付金 ※受講修了後2年以内に全科目合格した場合のみ
高卒認定試験合格後、受講費用の20%に相当する額を支給します。
（受講修了時給付金と合わせて15万円まで）

手続き方法

講座を受講する前に、市に対し対象講座の指定申請が必要となりますので、講座内容が分かるもの（パンフレットなど）を持参し、子育て支援課まで相談にお越しくください。

手続きの流れ、必要な書類等は裏面をご覧ください

手続きの流れは裏面へ

手続きの流れ

①事前相談

講座を受講する前に、子育て支援課へ相談

《必要なもの》

- ・講座内容のわかるもの（パンフレット等）

②対象講座の指定申請書提出

子育て支援課窓口で申請手続き

【子育て支援課】

申請書類、世帯全員の住民票等公簿の確認、申請者及び扶養義務者の所得審査等を行い、後日「給付金支給対象講座指定通知書」（様式第2号）を送付します。

《必要なもの》

- ・給付金支給対象講座指定申請書（様式第1号）
- ・戸籍謄本（申請者および対象児童のもの）
- ・児童扶養手当証書の写し
 - ※児童扶養手当の支給を受けていない場合は、申請者および扶養義務者の課税証明書
 - 4月～7月申請 前年度の課税証明書
 - 8月～翌年3月申請 今年度の課税証明書
- ・講座内容のわかるもの（パンフレット等）

③「受講修了時給付金」支給申請

受講修了日から30日以内に
子育て支援課窓口で申請手続き

【子育て支援課】

審査のうえ、後日「給付金支給決定通知書」（様式第4号）を送付し、給付金を振り込みます。
※受講費用の40%（上限10万円）

《必要なもの》

- ・給付金支給申請書（様式第3号）
- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本（変更した場合）
- ・児童扶養手当証書の写し
 - ※児童扶養手当の支給を受けていない場合は、申請者および扶養義務者の課税証明書
 - 4月～7月申請 前年度の課税証明書
 - 8月～翌年3月申請 今年度の課税証明書
- ・給付金支給対象講座指定通知書（様式第2号）の写し
- ・受講修了証明書（原本持参）
- ・受講料の領収書（原本持参）

④「合格時給付金」支給申請

受講終了後2年以内に全科目に合格した場合、文部科学省発行の合格証書発行日から40日以内に子育て支援課窓口で申請手続き

【子育て支援課】

審査のうえ、後日「給付金支給決定通知書」（様式第4号）を送付し、給付金を振り込みます。
※受講費用の20%（受講修了時給付金と合わせて15万円まで）

《必要なもの》

- ・給付金支給申請書（様式第3号）
- ・申請者及び対象児童の戸籍謄本（変更した場合）
- ・児童扶養手当証書の写し
 - ※児童扶養手当の支給を受けていない場合は、申請者および扶養義務者の課税証明書
 - 4月～7月申請 前年度の課税証明書
 - 8月～翌年3月申請 今年度の課税証明書
- ・給付金支給対象講座指定通知書（様式第2号）の写し
- ・文部科学省が発行する合格証書（原本持参）

お問い合わせ

吉川市役所 子育て支援課 子ども給付係
電話：048-982-9529（直通）